平成21年度における勧告事案は、発行開示書類の虚偽記載（平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下、この章において「旧金商法」という。）第172条）及び継続開示書類の虚偽記載（旧金商法第172条の２等）、公開買付開始公告の実施義務違反（金商法第172条の５）による勧告であった。このうち、EBANCO HOLDINGS LIMITEDが、株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券の買付けに当たり、公開買付開始公告をしなければならなかったにもかかわらず、これを行わず取引所金融商品市場外での買付けを行った事案について、公開買付開始公告の実施義務違反による課徴金納付命令勧告を初めて行った（後記⑵②）。

また、発行・継続開示書類に係る虚偽記載の態様は、売上の過大計上、架空売上の計上、貸倒引当金の不計上、貸倒引当金繰入額の過少計上、棚卸資産の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成21年度における課徴金額の最高額は、２億8,155万円（株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

※　開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合は、上記課徴金勧告以外にも、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合は、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は２件のみ）。

なお、訂正報告等の提出を命ずる勧告については、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

⑵　勧告事案の概要

開示検査結果に基づき、平成21年７月～22年３月㈱において、勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

㈱　平成21年４月～６月の事案については、平成20事務年度（20年７月～21年６月）版の証券取引等監視委員会の活動状況に掲載。

①　株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年７月３日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社大水は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出したものである。

有価証券報告書等		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
平成20年６月27日	第73期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書）	平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,514百万円であるところを▲1,112百万円と記載	架空売上の計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年７月３日

課徴金納付命令日　平成21年７月30日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　EBANCO HOLDINGS LIMITEDによる新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、EBANCO HOLDINGS LIMITED（本店所在地：英領バージン諸島）による株券等の買付けについて検査した結果、法令違反（金商法第172条の５）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年10月16日

【勧告の対象となった違反事実】

EBANCO HOLDINGS LIMITEDは、平成21年３月25日、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券（株式会社サハダイヤモンド第８回新株予約権）9,582個を買付価額3,000万円で取引所金融商品市場外において買い付けるに当たり、当該買付け後の株券等所有割合が97.38パーセントとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならず、公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、これを行わないで、当該買付けをしたものである。

同法人が行った行為は、金商法第172条の５に規定する行為に該当すると認められる。

【課徴金額】　750万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年10月16日

課徴金納付命令日　平成21年11月25日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アルデプロに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年11月24日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社アルデプロは

⑴　有価証券報告書等について、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項又は第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成18年４月17日	第19期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成18年１月中間期半期報告書）	平成17年８月１日～平成18年１月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が1,009百万円であるところを1,425百万円と記載	売上の過大計上
2	平成19年10月26日	第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年７月期有価証券報告書）	平成18年８月１日～平成19年７月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が4,710百万円であるところを6,512百万円と記載	架空売上の計上及び引当金の不計上